

# 費用負担説明書

物件名称  
契約予定者 様

賃貸借契約に係る費用負担について以下に説明いたします。この内容は重要ですから十分理解してください。

## 【 (1) 入居中の修繕における負担区分 】

クロス・クッションフロア フローリング・カーペット 障子・襖・畳・網戸	入居期間中、日焼け・経年劣化・故意過失により汚損・破損が発生しても、使用に特段の支障がない限り、賃貸人の負担で補修・張り替えはしない。補修・張り替えを行う場合は賃借人の負担とする。
窓ガラス類	1) 自然に破損した場合は、賃貸人の負担で直ちに修復・交換するものとする。 2) 賃借人の故意・過失により破損した場合には賃借人の負担で直ちに修復・交換するものとする。 3) 網入りガラスについては、熱膨張でヒビが入った場合、使用に特段の支障がない限り、修復・交換はしないものとする。
照明器具・エアコン・換気扇・インターフォン・コンロ等の設備本体	1) 附属設備である照明器具等の設備本体についての経年劣化・故障については、賃貸人の負担で直ちに修復・交換するものとする。 2) エアコン・換気扇等の設備のクリーニングは賃借人の責任で行うものとする。
電池・電球・蛍光灯・ヒューズ・風呂場ゴム栓orチェーン・蛇口パッキンorコマ・その他軽微な修繕	契約後2週間は賃貸人の負担で交換するが、それ以降は通常損耗・経年変化であっても、賃借人が自らの費用負担において交換・修繕を行うものとし、賃貸人は修繕義務を免れる。この場合、賃借人は賃貸人の承諾を得ずとも交換・修繕できるものとする。

## 【 (2) 退去時の原状回復における賃借人の負担 】

項目	金額(税別)	賃借人の負担等
畳	1枚あたり ¥4,800	賃借人は、退去にあたり汚損の有無にかかわらず費用を負担するものとする。
襖	張替一箇所当たり ¥3,500	
障子	障子一箇所当たり ¥4,000	
クリーニング費用	床面積～35㎡以下 ¥48,000 床面積36㎡～60㎡ ¥63,000 床面積61㎡以上 ¥63,000+(床面積-61)×¥1,000 戸建て ¥100,000	
カーペット	特殊洗浄 ¥10,000～ クロス部分補修 ¥5,000/箇所	賃借人の故意過失によるもので、通常のハウスクリーニングで除去できない汚れ・傷・ヤニ・匂いについては、特殊洗浄費用および部分補修費用を賃借人が負担するものとする。
壁・天井 クロス クッションフロア	カーペット張り替え ¥3,800/㎡ クロス貼り替え ¥1,200/㎡ クッションフロア張り替え ¥3,000/㎡	特殊洗浄でも除去できない汚れやキズについては、賃借人が当該面の張り替え費用を負担する。ただし経年劣化を考慮し賃借人負担割合を算定する。 特殊洗浄でも除去できないタバコのヤニ・臭いについては、賃借人が部屋全体の張り替え費用を負担する。ただし経年劣化を考慮し賃借人負担割合を算定する。
フローリング		補修については補修箇所ごとの費用を、張り替えが必要な場合には当該居室全面の張り替え費用を賃借人が負担するものとする。 ※部分補修は経年劣化は考慮しない。全体張り替えの場合は、木造22年、鉄筋コンクリート造(SRC造)47年の減価償却を想定し負担割合を算定する
網戸	¥5,000/枚	破損のある場合に負担するものとする
インターネット 設備等撤去	¥5,000/箇所	明け渡しまでに解約・設備撤去が完了せず、残線がある場合、撤去立合い代理費用として支払うものとする。ただし、ルーター等周辺設備は事前に賃借人の責任において返却しておくこと。

※国土交通省発信の原状回復ガイドラインと異なる部分も含まれます

## 【 (3) その他の料金表 】

項目	単位等	金額(税別)
シリンダー交換	紛失・交換希望などの場合	¥20,000
追加子鍵	追加希望の場合	¥2,500/本
保管場所使用承諾書	滞納及び入居者登録のない場合は発行いたしかねます	¥3,000/通
駐車場の位置変更	例外的に行う場合も契約変更覚書(もしくは確認書)が必要です	¥5,000/台
駐車場を追加契約	例外的に行う場合も契約変更覚書(もしくは確認書)が必要です	¥5,000/台
契約書再発行手数料	紛失・追加などの場合	¥10,000/通
各種証明書(入居証明等)		¥3,000/通

重要事項説明、約款説明に加え、上記説明を受け、負担について了承いたしました。

年 月 日

契約者  
氏名・名称

Ⓢ 入居者氏名

Ⓢ

※ 本欄は契約者と入居者が異なる場合のみ記載